

分野	5 運輸関係 (7) 船員	意見・要望提出者	規制改革委員会 (社)日本船主協会 (社)経済団体連合会	
項目	船員職業紹介事業等の自由化			
意見・要望等の内容	船員に対する有料職業紹介所の設置等に関するILO第179号条約の批准および国内法制化について、条約の趣旨と陸上における労働者派遣事業、職業紹介事業の自由化の現状を踏まえ、船員についての労務供給事業、職業紹介事業についても自由化が図られるよう、船員職業安定法を改正すべきである。			
関係法令	船員職業安定法第33条、第34条、第53条、第54条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 政府以外の者は、何人も船員職業紹介事業を行ってはならない。ただし、船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する共同の団体又は公益を目的とする団体で、有料でないこと等、一定の条件を具備するものは、国土交通大臣の許可を受けて船員職業紹介事業を行うことができる。 労働組合法による労働組合が、国土交通大臣の許可を受けて、無料の船員労務供給事業を行う場合を除いては、何人も船員労務供給事業を行い、又はその労務供給事業を行う者から供給される人を船員として自らの指揮命令の下に労務に従事させてはならない。 			
中間公表資料との関係	国土交通省関係142頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【11 運輸関係 (3)個別事項 オ.その他 船員職業紹介事業等の規制緩和】</p> <p>船員職業紹介事業及び船員労務供給事業について、学識経験者、労使の代表をメンバーとする国土交通省の「船員職業紹介等研究会」において検討が行われており、船員労働の状況を勘案しつつ、一定の要件を満たす者が許可を受けて有料で行うことを認める方向で、できる限り早期に結論を得る。 (船員中央労働委員会の意見聴取が必要)</p>			
(説明)	<p>船員職業紹介事業等の自由化については、船員職業紹介等研究会(今後の船員職業紹介等のあり方を検討するため、官学労使で構成)において検討してきたところであるが、労使の意見の隔たりが、なお大きいことから、実務者レベルで構成する研究会専門委員会において、問題点の整理・検討を行っているところである。</p>			
担当局課室名	海事局船員部労政課 (連絡先) 03-5253-8647			

分野	5 運輸関係 (7) 船員	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	船員職業紹介事業等についての現行の許可制度の維持			
意見・要望等の内容	船員職業紹介事業及び労務供給事業について、2001年度から各船員職業紹介所の求人情報の全国ネットワークの整備に着手することは評価するが、依然として違法なマンニング（船員手配）が後を絶たないことから、現行どおり国及び国が許可した団体が事業を行うことが適切である。			
関係法令	船員職業安定法第33条、第34条、第53条、第54条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 政府以外の者は、何人も船員職業紹介事業を行ってはならない。ただし、船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する共同の団体又は公益を目的とする団体で、有料でないこと等、一定の条件を具備するものは、国土交通大臣の許可を受けて船員職業紹介事業を行うことができる。 労働組合法による労働組が、国土交通大臣の許可を受けて、無料の船員労務供給事業を行う場合を除いては、何人も船員労務供給事業を行い、又はその労務供給事業を行う者から供給される人を船員として自らの指揮命令の下に労務に従事させてはならない。 			
中間公表資料との関係	国土交通省関係143頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【11運輸分野 (3)個別事項 オ.その他 船員職業紹介事業等の規制緩和】</p> <p>船員職業紹介事業及び船員労務供給事業について、学識経験者、労使の代表をメンバーとする国土交通省の「船員職業紹介等研究会」において検討が行われており、船員労働の状況を勘案しつつ、一定の要件を満たす者が許可を受けて有料で行うことを認める方向で、できる限り早期に結論を得る。 (船員中央労働委員会の意見聴取が必要)</p>			
(説明)	<p>船員職業紹介事業等の自由化については、船員職業紹介等研究会（今後の船員職業紹介等のあり方を検討するため、官学労使で構成）において検討してきたところであるが、労使の意見の隔たりが、なお大きいことから、実務者レベルで構成する研究会専門委員会において、問題点の整理・検討を引き続き行っているところである。</p>			
担当局課室名	海事局船員部労政課（連絡先）03-5253-8647			

分野	5 運輸関係 (7) 船員	意見・要望提出者	(社)石油化学工業協会		
項目	内航船への外国人船員の受入れ				
意見・要望等の内容	<p>内航船の船員として外国人船員を雇用することを認めるべきである。 労働コストの安い外国人船員を雇用できず、内航運賃のコスト削減のひとつの方策である船員費低減の道が閉ざされており、内外格差の一因ともなっている。 外国人を雇用することにより、船員の高齢化、船員不足の解消を図ることができる。</p>				
関係法令	出入国管理及び難民認定法		共管	法務省	
制度の概要	<p>外国人の就労者の受入れについては、閣議決定により原則として単純労働者は受入れないこととしており、船員についてもこの趣旨を準用している。 わが国において就労しようとする外国人は、出入国管理及び難民認定法別表第一の一の表又は二の表の下欄に掲げる活動に該当し、また、一部の在留資格については、法務省令で定める基準に適合する必要がある。 外国人が我が国の内航船の船員として就労（乗船）する活動は同法別表第一の一及び二の表の下欄に掲げる活動のいずれにも該当しないため、外国人が内航船の船員として乗船することは認められていない。</p>				
中間公表資料との関係	国土交通省関係144頁				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
規制改革推進3か年計画における記載	なし				
(説明)	<p>内航船員の雇用情勢は、平成12年10月現在で有効求人倍率が0.19倍と陸上労働者の0.64倍と比較しても極めて悪く、我が国の船員の雇用に対する影響を考えれば外国人船員を雇用できる状態にない。 船員の高齢化については、海員学校卒業者等の若年船員の採用を促進する等の対策を講じているところである。</p>				
担当局課室名	海事局船員部労政課		(連絡先) 03-5253-8647		